

平成23年東北地方太平洋沖地震における住宅応急修理実施要領

(平成23年4月1日決定)

福島県災害対策本部

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、平成23年東北地方太平洋沖地震における、法に基づく住宅応急修理の取扱いについて定めるものである。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）（※避難指示解除準備区域においては、②は対象外）

- ① 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、この限りではない。
- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となること、見込まれること。
- ③ 避難指示解除準備区域の解除後に速やかに修理した住宅に転居すること。
- ④ 当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、平成22年の世帯収入が次のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く。）。
 - ア（収入額） ≤ 500 万円の世帯
 - イ 500 万円 $<$ （収入額） ≤ 700 万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
 - ウ 700 万円 $<$ （収入額） ≤ 800 万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯（注）要援護世帯については、別紙1参照。また、年収の算定にあたっては、別紙2のとおり地方税による総所得金額に基づき算定するものとする。

2 住宅の応急修理の実施

(1) 応急修理の範囲

対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- ② ドア、窓等の開口部の応急修理
- ③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- ④ 衛生設備の応急修理（トイレについては、洗浄機能の付加された部分は含まない。）

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別記1「応急修理にかかる工事例」のとおり）

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ 家電製品は対象外である。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は次のとおりとする。

1世帯あたり 547千円以内

- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（1）の1世帯当たりの額以内とする。

- (3) 住宅の応急修理の費用は、修理箇所毎に算出し、その合計額が限度額の範囲内とする。（限度額相当分を工事全体の費用の一部に充当するといった取扱いは、認められない。）

- (4) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ（別記2「住宅応急修理事務手続フロー」のとおり）

- (1) 市町村は、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、パンフレットの作成やホームページに掲載するなどして、被災者及び住宅応急修理を行う業者（以下「指定業者」という。）に対して、周知する。

- (2) 市町村は、指定業者の名簿（以下「指定業者リスト」という。）を作成する。

- (3) 市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、指定業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- (4) 住宅応急修理を希望する被災者は、市町村の住宅相談窓口に住宅応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件の審査を受ける。
- (5) 市町村は、住宅応急修理申込書を提出した被災者（以下「住宅応急修理申込者」という。）に対して、指定業者リスト及び修理見積書（様式第2号）を交付する。
- (6) 住宅応急修理申込者は、指定業者リストに掲載されている指定業者の中から住宅応急修理を行う者（以下「住宅応急修理施工者」という。）を選定し、選定した住宅応急修理施工者に対して修理を希望する箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。
- (7) 住宅応急修理施工者は、住宅応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を2部作成し、住宅応急修理申込者に提示する。なお、修理見積書には、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- (8) 住宅応急修理申込者は、提示された修理見積書の内容を確認し、内容に支障なければ、自署又は記名押印して、住宅応急修理施工者に返却する。住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印がされた修理見積書を2部市町村に提出する。
- (9) 市町村は、修理見積書の内容を確認の上、住宅応急修理施工者に対して修理依頼書（様式第3号）を、住宅応急修理申込者に対して応急修理決定通知書（様式第4号）を、それぞれ交付する。
- (10) 住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者と工事日程を調整した上で、住宅応急修理を実施する。
- (11) 住宅応急修理施工者は、応急修理の箇所、工事完了報告書（様式第5号）、施工中及び施工後の工事写真等を提示し、住宅応急修理申込者は、住宅応急修理の実施を確認したときは、当該工事完了報告書に自署又は記名押印する。
- (12) 住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印のある工事完了報告書（様式第4号）に写真を添付して、市町村に提出する。
- (13) 市町村は、住宅応急修理が履行されていることを確認した場合、住宅応急修理施工者に対してその旨連絡をする。
- (14) 住宅応急修理施工者は、応急修理工事代金を市町村に請求することができる。

(15) 市町村は、請求内容を確認し、応急修理工事代金を住宅応急修理施工者に支払う。

この実施要領は平成26年4月1日より適用する。

応急修理にかかる工事例

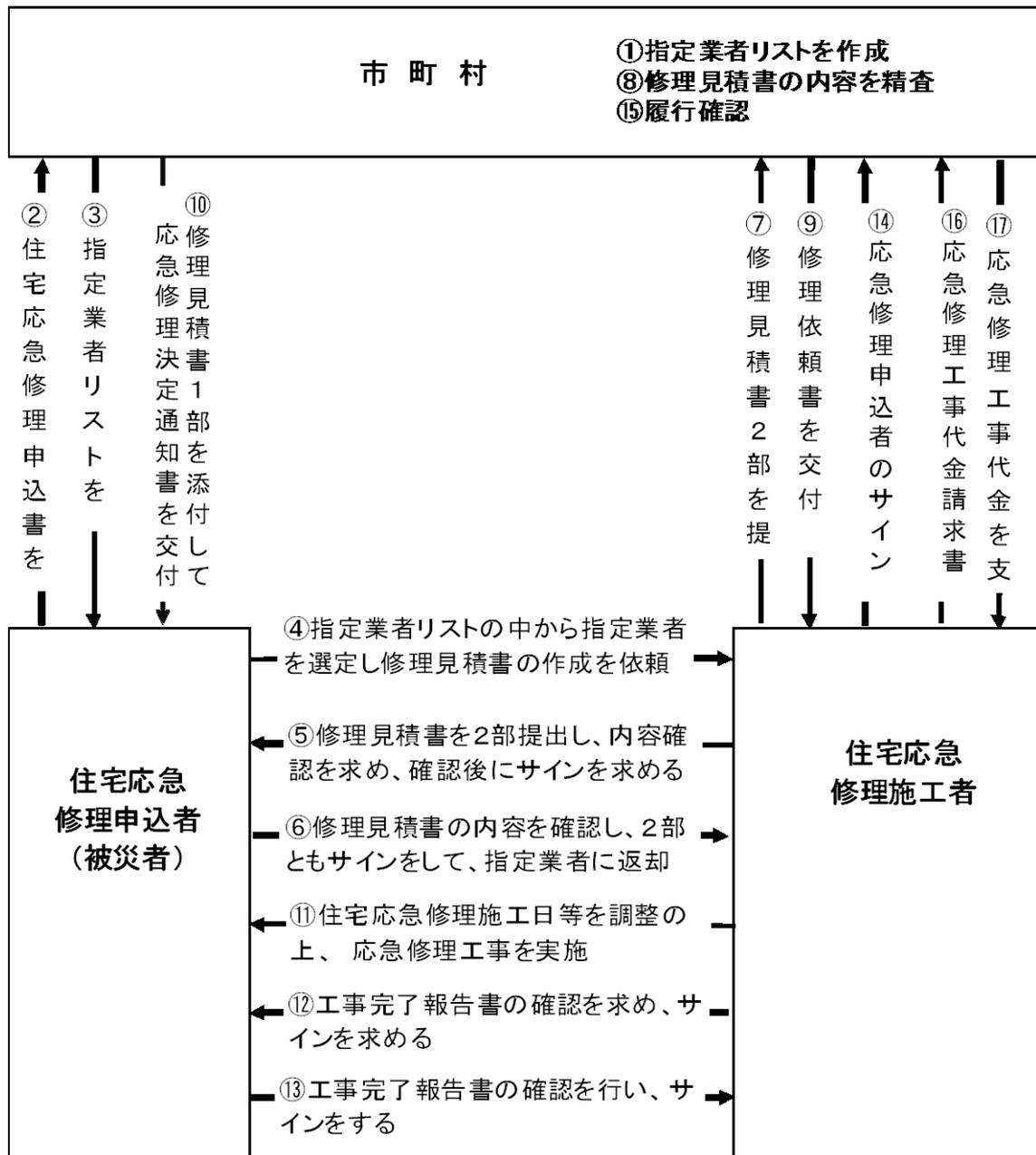
1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。但し、一戸当たり6畳を限度とする。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む。）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
例 ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
×壊れていない便器の取り替え
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。例 ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
例 ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。

住宅応急修理事務 手続きフロー



※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

別紙 1

要援護世帯

要援護世帯とは、以下に掲げるものとする。

- ① 心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
- ③ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
- ④ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第一項、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項に定める障害等級が一級であるものが属する世帯
- ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級であるもの、同法第十七条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
- ⑥ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯
- ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けているものが属する世帯
- ⑧ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百九十五号）第十条の表に定める特級、一級又は二級に該当するものが属する世帯
- ⑨ 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
- ⑩ 精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものが属する世帯
- ⑪ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
- ⑫ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているものが属する世帯
- ⑬ 父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
- ⑭ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者である者が属する世帯

別紙 2

収入額の算定方法

収入額の算定は、世帯が居住する住宅が被災日の属する年の前年の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」が次表の左欄に掲げる額である場合の各区分に応じ、右欄の算定式により計算した額とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

総所得金額 (A)	収入額
97.5万円以下	$(A) + 65$ 万円
97.5万円を超え、108万円以下	$(A) \div 0.6$
108万円を超え、234万円以下	$(A + 18$ 万円) $\div 0.7$
234万円を超え、474万円以下	$(A + 54$ 万円) $\div 0.8$
474万円を超え、780万円以下	$(A + 120$ 万円) $\div 0.9$
780万円を超える	$(A + 170$ 万円) $\div 0.95$

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項に掲げる税を含む）にかかる同法第313条第1項に定める「総所得金額」をいう。

例1：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に1円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

受付日 平成 年 月 日
受付番号 第 号

住宅応急修理申込書

市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先 TEL】

【生年月日】

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 印

- 1 被災日時 平成23年3月11日
- 2 災害名 平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震
- 3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、半壊
(※市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。)
- 4 被害を受けた住宅の部位 (※該当箇所に○をつけてください。)

イ 屋根	リ サッシ
ロ 柱	ヌ 上下水道の配管
ハ 床	ル ガスの配管
ニ 外壁	オ 給排気設備の配管
ホ 基礎	ワ 電気・電話線・テレビ線の配線
ヘ 梁	カ トイレ
ト ドア	コ 浴室
チ 窓	

5 世帯の状況

(世帯に属する者： 人)

氏名	世帯主との続柄	要援護者欄	前年総所得金額
	世帯主		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
世帯の前年の収入額の合計			円

(注1) この表には、世帯主及び世帯に属する者で、所得のある者についてのみ記入してください。

(注2) 要援護者世帯で申請する場合には、以下の要件に該当する番号を上記の「要援護者欄」に記入してください。

- ① 心神喪失・重度知的障害者
- ② 1級の精神障害者
- ③ 1級又は2級の身体障害者
- ④ 1級の障害基礎年金受給者
- ⑤ 1級の特別児童扶養手当受給者
- ⑥ 特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者
- ⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
- ⑧ 特級、1級又は2級の公害健康被害者
- ⑨ 常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者
- ⑩ ①又は③に準ずる65歳以上の者
- ⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
- ⑫ 配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者
- ⑬ 父母のいない児童
- ⑭ 生活保護の要保護者

(注3) 「世帯の前年の収入額の合計」欄は、記入しないでください。

添付書類

- 1 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書類
- 2 世帯の前年の総所得金額が確認できる市町村が発行する証明書類
- 3 住宅が全壊、半壊等の被害を受けたことが確認できる市町村が発行する災害証明書
- 4 要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類

※ これらの書類は事後提出も可能です。

様式第3号

修 理 依 頼 書

平成 年 月 日

指定業者

様

市 町 村 長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円
※ 見積書の「合計」を記入する。

（添付書類）

修理見積書（写）

様式第4号

住宅応急修理決定通知書

平成 年 月 日

住宅応急修理申込者

様

市 町 村 長

申込のあった住宅の応急修理について、別添修理見積書（写）のとおり行うこととしたので、お知らせします。

住宅応急修理を施工者と連絡を取り合い、応急修理の日程の調整を行ってください。

また、応急修理が完了した際、住宅応急修理施工者から工事完了報告書が提示されますので、応急修理の完了を確認したときは自署又は記名押印して、返却してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、応急修理の内容及びその費用によっては応急修理の対象とならない場合もありますのでご了承願います。

1 受付番号

2 対象住宅所在地

3 住宅応急修理施工者

4 依頼工事の見積額 金 円
※ 見積書の「合計」を記入する。

(添付書類)

修理見積書（写）

様式第5号

工事完了報告書

市町村長様

登録番号

指定業者名

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 平成 年 月 日

(添付書類)

修理見積書(写)

工事写真(施工中、施工後)

(住宅応急修理申込者)

住宅応急修理の完了報告を受けました。

_____ 印